

厚生労働省提出「生活保護及び児童扶養手当に関する問題提起」
に対する意見

高知市長 岡崎誠也

I 生活保護に関する問題提起について

1. 「生活保護業務における国と地方の役割分担」について

- 国は、法律を制定し、制度の基本的な枠組み、基準の設定や保護の決定・実施の要件などを定め、また、国の責務に相応しい高率の費用負担を行い、憲法第 25 条の趣旨に沿った責任を果たすことが基本である。
- その上で、保護の決定・実施などの生活保護事務について、
 - ・法定受託事務から国の直接執行とするのか、或いは、自治事務として構成し直そうとするのか
 - ・法定受託事務という仕組みは変えないで、事務配分の変更をしようとするのか問題提起の内容が明確でない。

2. 「地方分権の流れと生活保護業務」について

- 平成 12 年の地方分権改革により、機関委任事務が廃止され、生活保護については、旧厚生省の強い意向により、法定受託事務とされた。
- これは、①生活保護の決定・実施に関する事務は、現金給付等の生活困窮者の扶助に関わるものであり、生存にかかわるナショナル・ミニマムを確保し、全国一律に公平・平等に実施する必要がある、②生活保護は、国が本来果たすべき役割であって、国において適正な執行を特に確保する必要がある、との考えのもとに、自治事務としてではなく、国の関与の強い法定受託事務として制度化されたものである。
- また、生活保護法において、国の指揮監督権は廃止されたが、地方自治法において、法定受託事務について国の強い関与（是正の指示、代執行等）が一般ルールとして認められ、個別具体に関与することができるとされている。更に、一般ルールのほかに、生活保護法において、特に国による事務監査の規定が置かれている。